家庭用蓄電池（自己所有・ＰＰＡ・リース）の設置に係る誓約書

（申請者）

住所

氏名

津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金の交付を受けるにあたり、下記の事項について確認のうえ誓約します。

* 津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金で導入する太陽光設備の付帯設備であること。
* 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
* 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
* 「15.5万円／kWh」の価格以下の蓄電システムであること。
* **ＰＰＡの場合**、ＰＰＡ事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
* **リース契約の場合**、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。